
Newsletter

2021年5月29日(土)に初期アメリカ学会第85回例会がオンライン(Zoom)で開催され、佐々木弘通氏(東北大学)の司会により、森本あんり氏(国際基督教大学)を報告者として行われた。以下は、報告者からの要約である。

森本あんり(国際基督教大学)

『不寛容論』を書いてわかったこと

1. 出版後の反響から

初期アメリカ学会は、わたしにとっていちばん親しい仲間との深く長い交わりなので、今回の発表の機会をととても嬉しく思うと同時に、何を話したらよいか最後まで腹を決められずに悩んでしまった。昨年末に刊行した『不寛容論』(新潮選書)が主題であることは確かだが、自分からするとあの本はどこをとっても面白いので、どの章でも話したいことがたくさんある。2章のトマス神学のところもハイライトなのだが、一般読者はここで躓きそうだと、と言われてもいた。結局今回は、専門領域の近い同業の研究者仲間ということもあり、本の内容そのものを直接お話するよりも、その後続いたことを話した方が楽しんでいただけるのではないかと考えた。

前著や前々著と合わせて、事情の疎いわたしにも新聞社や出版社により系列や立ち位置があることがわかってきた。主要5紙でも取り上げる順番やつながりで考えさせられることがあったが、今回の書評でいちばん嬉しかったのは、横手大輔氏(HONZ)のものだった。彼によると、「森本あんり氏は神学者で、その研究内容は必ずしも一般向けとは言えない。著作で扱っているのも、キリスト教の教義論争がメインコンテンツだ。なのに、その内容は、いつも同時代の問題意識にぴったりとシンクロしている。『反知性主義』しかり、『異端の時代』しかり。今回の『不寛容論』も、まさにそういう本だ。」——これは、執筆にあたってわたしが努めている最重要点をずばり理解してくれた人の評である。1冊のまとまりある主題の中で、専門的な学術内容と、現代の問題意識とをどのように接合するか。その両方をつなげることができないなら、それはわたしが書くべき本ではない。

他に、五木寛之氏や呉智英氏の評、「ニー仏さん」による「若者コトバ」評なども面白かったし、NHK ラジオや Audible などの音声メディアにもお世話になった。今回の不寛容論が出てすぐ、オリンピック委員会森元会長の女性差別発言が話題になったので、産経新聞や週刊新潮から長文の論考を求められた。こういう時事問題が絡むと、格好の材料となって一時的には花が咲くが、その話題が過ぎ去るとわたしの発言も忘れ去られてしまう。メディアの餌食になって消費されるのも善し悪しである。

2. 寛容と不寛容

題名が『不寛容論』となった経緯も、実質的には執筆後に属すると言えるだろう。執筆中は、『寛容論を問い直す』とか『寛容の鍛錬』といった仮題を想定していたのだが、土壇場になって編集者から「不寛容論」という題を提案された。理由の一端は、「寛容論」ではあまりに平凡すぎて埋もれてしまう、という営業上の戦略で、実はこれは『反知性主義』の時も『異端の時代』の時も同じである。出版社のそういう「売らんかな」根性を疎ましく思う研究者もあるだろう。だが、どんなに優れた内容でも、読んでもらわねば伝わらない。出版に関しては出版社が専門家で、われわれは売り上げの予測などできないのだから、こういうところは素直に従うしかない。

だが、今回の提案は、わたしにとってむしろ内容的に大歓迎だった。巷の寛容論が顧みられないのはなぜか。率直に言って、つまらないからである。なぜつまらないのか。それは、「みなさんお友達と仲良くしましょうね」という「よい子のお題目」になっているからである。拙著に詳しく書いた通り、寛容は不寛容なしには成り立たない。その不寛容な部分に目をつぶって、リベラルなお人好しの道徳のごときナラティブを続けているから、誰も耳を貸さなくなるのである。寛容を成立させる内在的な根拠としての不寛容を正面に据えて論じた本書は、まことにふさわしい題を得たことになる。

従来の寛容論がつまらないことには、もう一つ理由がある。それは、論者たちの不勉強である。寛容論といえば、これまでは近代啓蒙の哲学者たちを並べるのが常であった。ロックやヴォルテールがその中心で、好みに応じてこれにベールやレッシングやミルなどが加えられる。こういう哲学者の肖像が並んで順に論じられるので、「哲学者の回廊」を見せられている気分になる。おのずとその内容も、従来の解釈をなぞった上に微細な独自解釈を付け加えるだけの「まとめ記事」にしかならない。

これは二重に怠慢である。第一に、寛容論の基本的な枠組はすでに前世紀半ばに出来上がっていたが、21世紀に入る頃から特にヨーロッパの移民問題で寛容論の「捻れ」がクローズアップされて議論が再活性化した。イスラム移民の扱いやポピュリズムとの折衝は、国内外の人権問題を意識させたし、共産主義体制の崩壊後、リベラリズムや多文化主義のドクトリンとなった寛容という価値理念には、国家や文化のレベルでその普遍性主張に厳しい眼差しが向けられる時代になっている。人種やセクシュアリティ、ポリティカル・コレクトネスや表現の自由やヘイトクライムなど、寛容論が扱うべき問題はいずれも深刻で、しばしばリベラリズムそのものを揺るがせにする切迫感を湛えている。ところが、従来の寛容論はそのリベラルな世界観を無意識のうちに前提し内包してしまっているのだから、こうした自らの矛盾や欺瞞に気づくことができないのである。

さらに問題なのは、このタイプの寛容論が近代啓蒙主義に限定した狭い視野しかもっていないことである。寛容は、本学会のメンバーならよくご存じの通り、初期アメリカでは理論と実践の両面において重要な課題であったし、わたしが長年繰り返してきたように、その初期アメリカの人びとが前提し継承した中世においてこそ、十全な発展を遂げた思想であった。

一般に想定されている筋書きでは、寛容とは宗教改革の後に頻発したカトリック・プロテスタント間の宗教戦争に倦み疲れ、その愚を悟った啓蒙的な哲学者たちが掲げた構想だということになっている。つまり、不寛容は宗教の特徴であり、寛容は哲学の特徴である。こうした思考パターンの中では、中世とはキリスト教コルプスが一枚岩で厳然と存在していた不寛容きわまりない時代であり、そんな社会に寛容など存在するはずがない、ということになるだろう。

しかし、寛容はまさにこのようなキリスト教中世において、その中心となるカトリック教会の神学者や法学者により緻密に彫琢されていった思想である。ニューイングランド社会は、信仰上は反カトリックだが、知的にはこうした中世以来の実践知を尊重しつつ取り入れた。その彼らの歴史的な実験こそ、拙著が掘り起こしたいと思った思想的源泉であり、時代を経た21世紀でも、いや今日のような多元的世界においてこそ、意義をもつ実践知の提供元である。

なお、念のため付記しておく、上記のような「哲学者の回廊」論に花を添えたい人は、古代的な徳としての寛容を引き合いに出すことがある。ローマ時代に詳しい人気作家などがその例だが、残念ながらその議論は巷の床屋談義の域を出ない。それがここで問題にされるべき寛容とどう違うかについても、拙著に記しておいたので参照していただきたい。

3. 当日の質疑から

発表当日は、熱心な聴衆から多くの質問と有益な示唆を得た。その一部を感謝とともにここにご紹介しておきたい。といっても、質疑の内容はわたしが受け止めた限りをごく短くまとめた抄録に過ぎず、発言者の意図を確認したわけでもない。おおよその発言順に、天野氏、小檜山氏、大西氏、小倉氏、増井氏、竹澤氏（ピューリタニズム学会）、佐々木氏、矢嶋氏などが記憶に残っている。

・ウィリアムズは *civility* の大切さを説いたが、自分ではサドレア夫人への手紙などで *civil* とは言えない振る舞いをしているように見える——まさにその通りで、弁護のしようもない。ウィリアムズは、現代のわれわれの感覚からすれば、書いたものばかりでなく人生そのものが多くの矛盾や不整合に満ちているが、それが彼の魅力の一部にもなっている。そういう言行不一致も含めて本人の実存として受け止めておきたい。

・では、そのウィリアムズの *civility* の実質内容は何か——わたしの理解では、ウィリアムズは特に礼拝などの宗教的な表現行為を尊重することを念頭に置いていたようである。先住民は、イギリス人やオランダ人が礼拝していると、たとえその意味が理解できなくても、その時間と空間を尊重した。これに対して当時のクエーカーは、自分たちが不適當と思う礼拝に闖入し、あからさまな妨害行為を行った。晩年のウィリアムズがこうしたクエーカーと論争したことは、ウィリアムズ解釈の歴史においては否定的な評価を下されることが多いが、ウィリアムズ自身はあくまでも教義論争をただけで、彼らの礼拝を乱すような行為はけっしてしなかった。

・とはいえ、*civility* には文化的なコンテクストによる違いがあるのではないか。たとえば京都では、「おいでやす」と「おこしやす」の間によそから来た者には察知しがたい微妙な違いがある。——たしかにその通りである。ただしウィリアムズは、当時のイギリス人とアメリカ先住民という、おそらく17世紀ヨーロッパ人からするとあり得べき最大級の違いを見ながら *civility* を語っている。彼の論点は、*civility* と *civilization* との対比にあり、イギリス人は自分たちが *civilization* に生きてると自任しているが、*civility* は先住民の方がはるかに高い、という皮肉が込められている。

・寛容と信教の自由との関連はどうか。平等や人権という憲法上の概念は、ウィリアムズの思想から発展するか——わたしの理解では、寛容と信教の自由とは立脚する原理が異なる。寛容の漸次的な拡大の延長線上に平等や人権という思想が結実することはないように思う。中谷裁判（自衛官合祀訴訟）のように、多数者が少数者に向かって「寛容であれ」と要求することは、まったく筋違いである。その点で、ウィリアムズの中心的な信念は、寛容というより信教の自由や良心の自由の徹底した追求にあると言わねばならない。